

## 4月7日よくあるご相談（雇用調整助成金特例）

\*回答は現時点のもので、要件緩和等により、今後回答が変わる可能性があります。  
申請時は最新の情報をご確認ください。

### ① 緊急事態宣言が出されると助成金の相談・申請窓口はどのようなのか

→ハローワークの窓口は縮小となる可能性が高いです。  
ハローワークでの対面相談・申請ではなく、電話相談・郵送申請となる可能性があります。  
電話番号・郵送先等詳細は決まり次第お知らせします。  
また、申請書類の簡素化も検討中です。お手続きの際は最新の情報でお願いします。

### ② 4月～6月（緊急対応期間）の特例措置について聞きたい

→手続き等の詳細は現時点で未定です。概要1枚紙以上の情報はハローワークにもありません。対象の緩和、手続きの簡素化の準備をしています。詳細のご案内までしばらくお待ちください。決まり次第、厚労省HP・ハローワーク飯田橋HPでもお知らせします。

### ③ 助成金はいつもらえるのか

→申請後2か月以内、できれば、もっと短い時間でお支払できるよう調整しています。  
例えば、4月休業分を申請する場合、お支払いは7月末頃。(5/25給与日、6月初旬申請)  
緊急融資が必要な場合は、関係機関にお問い合わせ下さい。  
\*中小企業金融相談窓口(03-3501-1544)、東京都資金繰り特別相談窓口(03-530-4877)

### ④ 平均賃金はどうやって計算するのか。いくらもらえるのか。

→雇用保険料の算定基礎賃金総額（確定保険料申告書を参照）を元に算出します。休業手当率は休業協定書の休業手当額算定基準によります。休業1日当たりの計算例。

例1) 1日当たり賃金8,000円、休業手当率100%の中小企業（解雇なし）の場合  
 $8,000円 \times 100\% \times 9/10 = 7,200円$

例2) 1日当たり賃金1,0000円、休業手当率60%の中小企業（解雇あり）の場合  
 $10,000円 \times 60\% \times 4/5 = 4,800円$

例3) 1日当たり賃金13000円、休業手当率100%の大企業（解雇なし）の場合  
 $13,000 \times 100\% \times 3/4 = 9,750円$  上限超えるため8,330円

**⑤ 給与の9割でると聞いたが本当か**

→給料ではなく、休業協定書の休業手当額算定基準によります。(④回答参照)  
1日当たり賃金×休業手当率×助成率となります。また、上限は8,330円

**⑥ 雇用保険被保険者でない労働者も対象になると聞いたが、どういう書類が必要か**

→手続き等の詳細は現時点で未定です。詳細決定次第 HP 等でお知らせします。(②と同様)

**⑦ 雇用保険適用事業所じゃないが、アルバイトは対象になるのか**

→事業所が雇用保険適用事業所でない場合、対象となりません。

**⑧ 昼は会社員、夜はバーでアルバイトに来ている従業員は対象となるか**

→アルバイト等雇用保険被保険者以外も、事業主が休業手当を支払った場合は、助成金対象となる見込みです。

**⑨ 忙しい時だけ来てもらう従業員は対象となるか**

→シフトによる労働日が確認できない従業員は対象となりません。

**⑩ 営業時間短縮に伴う短時間休業は対象になるか**

→短時間一斉休業の要件緩和予定です。詳細はもうしばらくお待ちください。

**⑪ 店は営業しており、一部従業員のみ休業させた場合対象となるのか**

→事業所が休業手当を支払った場合、対象となります。

**⑫ 一部店舗だけで休業を検討している。売上は店舗単位でみるのか**

→原則、雇用保険適用事業所全体での売りあげで確認することになります。

**⑬ 残業相殺は休業対象者以外も対象となるのか**

→残業相殺は停止予定です。詳細はもうしばらくお待ちください。

**⑭ 全事業所対象となっているが、接待を伴う飲食業、風俗業も対象となるのか**

→緊急対応期間に限り、緩和見込みです。

**⑮ 4月～6月（緊急対応期間）というのは、休業した日か、支給申請日か**

→休業した日となる見込みです。

また、助成率の引き上げは4/1から実施した休業分となる見込みです。休業期間がまたいでいる場合、助成率は3月まで2/3、4月から4/5（中小企業）となる見込みです。

**⑯ 3月中旬～4月中旬休業した場合、3月分と4月分の申請を分けなくては行けないのか**

→申請手続きは簡素化を調整しています。分けて手続きする必要はない予定です。

**⑰ 支給申請に必要な、労働保険料（一般保険料）の確定保険料申告書を無くした**

→東京労働局労働保険徴収部（03-3512-1627）にお問い合わせください。

**⑱ 電話が全然つながらない**

→多数のお問い合わせにより電話が繋がりにくくなっており、大変ご迷惑をおかけしております。コールセンターでも助成金のお問い合わせに対応していますのでご利用ください。

○学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター  
0120-60-3999（受付9:00-21:00）土日祝日含

**⑲ 雇用調整助成金の説明会はないのか**

→1日3回程度説明会を実施していますが、今後の開催は未定です。動画等でのご案内も予定しています。